

第 1 3 7 0 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 9 年 3 月 9 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 委 員 鈴木 晶子

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 6 9 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 3 件, 報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 2 件, 報告 1 件については, 人事に関する案件のため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第 3 0 号 京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の制定について

(事務局説明 奥野 調査課担当課長)

平成 29 年度から、就学援助事務及び医療援助事務について、マイナンバーの活用をする。この両事務において、相互に情報を利用するために必要な規則の制定をするものである。

就学援助事務の概要としては、本市では、市立小・中学校等へ児童生徒が就学するにあたって、経済的な理由により、就学困難な世帯に対し、学用品費や給食費などを援助する「就学援助制度」を実施している。対象者の認定については、現在は、保護者から所得状況が確認できる所得証明書等を提出いただいているが、より利用しやすい制度とするため、平成 29 年度からマイナンバーを利用することにより、証明書類の提出を不要とするなど、保護者負担の軽減を図っていききたい。

次に、医療援助事務についてである。医療援助とは、就学援助の対象者に対して、学校保健安全法に定める疾病（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など）の治療に要した費用を補助する制度である。医療援助は、就学援助制度の補助項目の一つであり、対象児童生徒の情報などは共有し、事務を行っている。

両事務のマイナンバー利用の根拠として、就学援助事務については、本市独自の施策として 29 年度から認定事務にマイナンバーを利用するため、条例を平成 28 年 3 月に改正している。医療援助事務については、マイナンバーを取り扱うことが、平成 25 年 5 月にマイナンバーの法律により定められている。

本規則の内容としては、条例及び法律に基づき、平成 29 年度からマイナンバーを含む情報を就学援助及び医療援助事務で保有することになるため、両事務においては、マイナンバーを利用する就学援助事務で知り得た情報を医療援助事務で利用するなど、相互に情報を利用する。マイナンバーを相互に利用するなど利用範囲を定める場合は、条例の規定に基づき、教育委員会で規則を定める必要があるため、本規則案のとおり、提案する。施行期日については、平成 29 年 4 月 1 日としている。

(委員からの主な意見)

【高乗委員】就学援助及び医療援助にマイナンバーを利用することについては条例及び法律ですでに定められているが、今回の規則については、相互に情報を利用するために必要なものということで間違いないか。

【事務局】そのとおりである。

(議決)

教育長が、議第 30 号 「京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の制定について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案 2 件、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

以下，人事に関する案件のため，非公開。

(4) その他

○教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

3月4日 淳風小学校閉校記念行事「ありがとう淳風」

3月7日 高倉小学校 ～KYOTOGRAPHIE京都国際写真祭～
写真教育指導ガイドの開発と授業実践について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長